

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

## I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

### 1 令和6年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	36	36	0	0
指導事項	70	69	0	1
検討事項	1	0	1	0
計	107	105	1	1

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年5月16日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

## II 定期監査の結果に基づき講じた措置

### 1 令和6年度

#### (1) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
法務・情報公開課	<p>防犯カメラを設置している公の施設を対象に、個人情報としての防犯カメラ情報の取扱いについて監査したところ、21施設において防犯カメラの管理及び運用に関する規程（以下「防犯カメラ運用規程」という。）が整備されておらず、6施設において既に廃止された岐阜県個人情報保護条例が記載されているなど、施設によって個人情報管理の水準に差異が認められた。</p> <p>また、施設を所管する複数の所属長（個人情報管理者）から監査委員に対し、個人情報保護に関する事務の所管課において防犯カメラ運用規程案等の対応方針が示されるよう、要望があった。</p>	<p>「防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領（例）」を作成し、令和7年4月28日付け法第23号にて各所属に通知文書を出して周知した。</p> <p>また、同通知において、防犯カメラ等（防犯カメラ、監視カメラ、その他の画像記録装置）の取扱いに関するルールが未作成の施設管理責任者は所属におけるルールを作成するよう依頼するとともに、ルールを作成済みの施設管理責任者においても、必要に応じてその見直しをするよう依頼した。</p> <p>あわせて、防犯カメラ等に係るものを含め、所属で保有する個人情報が適正に管理されているかについて点検を実施するよう依頼した。</p>

	<p>防犯カメラの適正な管理及び運用は、公の施設だけでなくどの県有施設でも求められるため、個人情報の管理が適正に行われるよう、防犯カメラ運用規程案を例示する等の支援を検討されたい。</p>	
--	--	--